

《 約 定 》

- 1 私が支払うべき大館市税について、取扱金融機関に請求があったときは、私に通知することなく、請求金額を指定預・貯金口座から振替（払込）してください。
- 2 預・貯金の振替（払込）に当たっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出し、または預・貯金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 指定預・貯金口座の残高が振替（払込）日において納付する金額に満たないときは、口座振替（自動払込）の処理が行われなくても異議ありません。
- 4 この契約は、口座名義人の死亡、残高不足等による振替（払込）不能が続いた場合、解約されても異議ありません。
- 5 この契約は、口座振替（自動払込）解約（利用廃止）届を提出しない限り翌年度以降も継続します。
- 6 過誤納金の還付が生じた場合、この口座に振り込むことを了承します。
- 7 預・貯金口座から振替（払込）したことの私に対する通知は必要ありません。
- 8 この預・貯金口座振替（自動払込）についてかりに紛議が生じても、取扱金融機関の責めによる場合を除き、取扱金融機関に迷惑をかけません。

《 ご 注 意 》

- ※ 振替（払込）日は、納期限と同日です。振替（払込）の前日までに残高をご確認ください。
- ※ 口座振替で納付された方への領収書は発行しておりません。預貯金通帳への記帳等によりご確認ください。
- ※ 口座の残高不足等により振替（払込）できなかった場合は、振替不能確認後に収納課から送付される納付書で至急納付してください。
（口座名義人の死亡、残高不足による振替（払込）不能が続いた等の理由により、口座振替を停止することがあります）
- ※ 納税義務者や、納税義務者のお問い合わせ番号が変わったとき（納税義務者の死亡、登記の変更等）は、再度口座振替の手続きが必要です。
- ※ 口座振替（自動払込）の解約（廃止）をする場合は、解約（廃止）する口座の通帳、通帳印及び納税通知書を持参のうえ、金融機関の窓口で手続きをしてください。
変更する場合のみ、インターネットでお申し込みいただけます。
- ※ 最終納期（市県民税・固定資産税は第4期、国民健康保険税は第8期、軽自動車税は全期）の振替（払込）日以降の税額変更により発生した税額（随時分や過年度分）は口座振替できません。別途お送りする納税通知書・納付書で納付してください。